

加古川市立志方児童館管理運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、加古川市立志方児童館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第6号）第4条の規定に基づき、加古川市立志方児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎週日曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 前2項の規定にかかわらず、市長が児童館の管理運営上必要と認めたときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の要件)

第3条 児童館を使用できるものは、市内に住所を有するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 児童及びその保護者

(2) 地域子ども会等児童の健全育成に関係ある団体（以下「児童育成団体」という。）

(3) その他市長が適当と認めた者

(使用許可の申請)

第4条 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ加古川市立志方児童館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、児童が個人使用しようとするときは、備付けの申込書（様式第2号）に記載して許可を受けることができる。

2 前条に定める児童育成団体が、年度中継続して使用する場合は、最初の使用許可申請書及び年度活動計画書（様式第3号）の提出により、以後の申請は要しない。

3 使用許可申請については、使用しようとする日の属する月の前3箇月から申請することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない

(使用許可等)

第5条 市長は、前条の規定により使用を許可したときは、加古川市立志方児童館使用許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。ただし、児童が個人使用しようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の許可に児童館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、児童館の使用を

許可しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるとき
- (2) 児童館の施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき
- (3) 営利、政治活動及び宗教活動を目的とするとき
- (4) 児童館の管理運営上支障があるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長がその使用を不相当と認めるとき
(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条第1項の使用の許可を取消することができる。

- (1) この管理規定に違反したとき
- (2) 使用許可の目的以外の目的に使用し、又は使用許可の条件に違反したとき
- (3) 不可効力により、使用することができなくなったとき
- (4) 児童館の管理運営上支障があるとき

2 前項の規定による取消しは、加古川市立志方児童館使用取消通知書（様式第5号）を交付して行う。

(使用料)

第7条 児童館の使用料は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない

- (1) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと
- (2) 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと
- (3) 使用許可を受けた設備以外のものを使用しないこと
- (4) 許可を受けないで、設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと
- (5) 児童館以外の施設に立ち入らないこと
- (6) 児童館の運営上支障を来すような行為をしないこと
- (7) その他職員の指示に従うこと

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設又は設備の使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用許可の取消しを受けたときは、直ちに施設又は設備を原状に復さなければならない。

(補則)

第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成5年4月1日制定の「加古川市立志方児童館の管理規定」は、廃止する。